

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成二十九年八月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
畠中 康行	桜井市大字箸中一〇四〇番地の三	桜井市大字箸中一二九番一
中田 真之	桜井市大字穴師二二二番地の一	橿原市雲梯町二三番ほか一筆
畑山 信乃武	大阪市住吉区山之内元町一番地一二号	橿原市川西町一一一九番ほか一筆
高橋 友二	大和郡山市矢田町一四三七番地	桜井市大字白木元中白木一〇〇三番ほか二筆
見城 諭志	大和郡山市矢田町一四三七番地	桜井市大字白木元中白木一〇〇四番ほか二筆
北岡 すみ子	宇陀郡御杖村大字土屋原一五五四番地	宇陀郡御杖村大字土屋原一六〇六番一

二 認可年月日

平成二十九年八月七日